

議案第 59 号

市川市行政組織条例の一部改正について

市川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 14 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市行政組織条例の一部を改正する条例

市川市行政組織条例（昭和 49 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表総務部の項中第 3 号を第 6 号とし、第 2 号の次に次の 3 号を加える。

- (3) 法規及び争訟に関する事項
- (4) 危機管理に係る事務の統括に関する事項
- (5) 防犯対策に関する事項

第 2 条の表危機管理部の項及び法務部の項を削り、同表文化国際部の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同表市民経済部の項中「市民経済部」を「市民部」に改め、同項第 5 号及び第 6 号を削り、同項の次に次のように加える。

経済部

- (1) 商工業に関する事項
- (2) 雇用に関する事項
- (3) 農業に関する事項
- (4) 観光に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(市川市公文書公開条例の一部改正)

2 市川市公文書公開条例(平成9年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第19条第8項中「法務部」を「総務部」に改める。

(市川市個人情報保護条例の一部改正)

3 市川市個人情報保護条例(昭和61年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第23条第7項及び第24条第8項中「法務部」を「総務部」に改める。

(市川市水防協議会条例の一部改正)

4 市川市水防協議会条例(昭和62年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条中「危機管理部」を「総務部」に改める。

(市川市国民保護協議会条例の一部改正)

5 市川市国民保護協議会条例(平成18年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第5条中「危機管理部」を「総務部」に改める。

(市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正)

6 市川市中小企業資金融資及び利子補給条例(平成16年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条中「市民経済部」を「経済部」に改める。

(市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例の一部改正)

7 市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例(昭和47年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第72条及び第78条中「市民経済部」を「経済部」に改める。

## 理 由

本市の産業振興を図るとともに、効率的な行政運営を図る体制を整備するため、行政組織を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。